

# 大分県報

平成三十年  
第三〇三一号  
十月三十日

（火曜日）

## 目次

### 規 則

### 告 示

介護保険法施行細則の一部改正……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二

森林法による地域森林計画の決定及び縦覧……………三

森林法による地域森林計画の変更及び縦覧……………三

公有水面埋立ての免許の出願……………三

選挙管理委員会告示……………三

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………五

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表……………七

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………七

政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表……………七

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………七

公 告……………七

土地改良区の役員の就退任……………八

公共測量の実施……………八

開発行為の完了……………八

### 規 則

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

平成三十年十月三十日

### 大分県規則第七十二号

#### 介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年大分県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四号様式の備考8中「当該申請に係る介護予防サービス費の請求に関する事項」及び「、」役員の名、生年月日及び住所」を削り、同様式の付表1（その1）及び（その2）、付表2から付表5まで、付表6（その1）及び（その3）、付表7（その1）、（その2）及び（その3）、付表8（その1）及び（その4）並びに付表9から付表15までの規定中「当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めている条例等」に改める。

#### 第五号様式中

管理者の氏名・ 生年月日・住所及び経歴	ふりがな	生年月日	住所及び経歴は 別添のとおり
	氏名		
事業等の種類	現に受けている指定の有効期間満了日		
役員	氏名、生年月日及び住所	別添のとおり	

を

管理者の氏名及び 生年月日	ふりがな	生年月日
	氏名	
管理者の住所	（郵便番号 ー ）	
事業等の種類	現に受けている指定の有効期間満了日	

に

改める。

#### 第七号様式中

定款・寄附行為及びその登記事項証明書、条例等  
（当該事業に関するものに限る。）

を

大分県報（規則）

登記事項証明書又は条例等  
(当該事業に関するものに限る。)

18	役員の氏名、生年月日及び住所
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
20	その他

18	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
19	その他

- 附則
- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
  - この規則による改正前の介護保険法施行細則第四号様式、第五号様式及び第七号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○ 告 示

大分県告示第六百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
平成三十年十月三十日

- 一 申請の概要
- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
大分市大字旦野原七百番地  
国立大学法人 大分大学

種 類	洗浄施設	2 特定事業場の所在地及び名称 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地 大分大学挾間キャンパス		3 設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二 口 洗浄施設	
		学長 北野正剛			
能 力	① 〇・〇六m <sup>3</sup> /日 二基 ② 〇・〇五m <sup>3</sup> /日 一基 ③ 〇・〇五m <sup>3</sup> /日 五基 ④ 〇・〇三m <sup>3</sup> /日 六基 ⑤ 〇・〇四m <sup>3</sup> /日 二基 ⑥ 〇・〇七m <sup>3</sup> /日 一基	工事着手予定年月日	平成三〇・一二・一四	工事完成予定年月日	平成三一・七・一九
		使用開始予定年月日	平成三一・七・一九	使用開始予定年月日	平成三一・七・一九
使用時間	間欠	使用時間	八時間	使用時間	間欠
使用の季節的変動	なし	使用の季節的変動	なし	使用の季節的変動	なし
汚水等の一日当たりの量	m <sup>3</sup> /日	単 位	通常	最大	
		① 〇・一二 ② 〇・〇五 ③ 〇・二五 ④ 〇・一八 ⑤ 〇・〇八 ⑥ 〇・〇七	① 〇・一五 ② 〇・〇六 ③ 〇・三一 ④ 〇・二二 ⑤ 〇・一〇 ⑥ 〇・〇九		



なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 出願の年月日

平成三十年九月五日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

大分市大字大平字浦迫九八九番一、九八七番一及び同大字古幸谷九六四番五の地先の国有海浜地先の公有水面

2 区域

次の一から二までの各地点を順次に結んだ線及び一の地点と二の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満潮位(T・P・プラス一・一三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

一の地点 大分市にある国土地理院小幸幸三等三角点(北緯三三度一分五二秒三四六九、東経一三一度五〇分四九秒八八五一(以下「基点」という。))から

九二度五一分四〇秒一、七八二・四四メートルの地点

二の地点 一の地点から二五〇度〇四分一九秒 四・五二メートルの地点

三の地点 二の地点から二六六度〇四分一九秒 六・七二メートルの地点

四の地点 三の地点から二六六度〇四分一九秒 二〇・〇〇メートルの地点

五の地点 四の地点から二六六度〇四分一九秒 一〇・〇〇メートルの地点

六の地点 五の地点から二六六度〇四分一九秒 七・二九メートルの地点

七の地点 六の地点から二四〇度〇四分一九秒 三・一七メートルの地点

八の地点 七の地点から二四〇度〇四分一九秒 一〇・〇〇メートルの地点

九の地点 八の地点から二四〇度〇四分一九秒 一〇・〇〇メートルの地点

一〇の地点 九の地点から二四〇度〇四分一九秒 二・三三メートルの地点

一一の地点 一〇の地点から二六八度〇四分一九秒 七・一七メートルの地点

一二の地点 一一の地点から二六八度〇四分一九秒 一一・〇二メートルの地点

3 面積

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

大分市大字大平字浦迫九八九番一、九八七番一、同大字古幸谷九六四番五及び九六四番一の地先の国有海浜地並びに国有海浜地先の公有水面

2 区域

次の各地点をAから順次に結んだ線及びAの地点とUの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から九二度三一分三九秒 一、七七四・四二メートルの地点

Bの地点 Aの地点から三三六度〇六分三八秒 一八・一九メートルの地点

Cの地点 Bの地点から三一三度一八分〇〇秒 二〇・七八メートルの地点

Dの地点 Cの地点から二九四度三三分二五秒 二〇・七八メートルの地点

Eの地点 Dの地点から二六七度五三分一三秒 二七・六八メートルの地点

Fの地点 Eの地点から二五〇度一七分二八秒 二七・六八メートルの地点

Gの地点 Fの地点から二三三度二〇分三三秒 二一・二〇メートルの地点

Hの地点 Gの地点から二一四度四五分五八秒 二一・二〇メートルの地点

Iの地点 Hの地点から一八七度二分二五秒 二四・九一メートルの地点

Jの地点 Iの地点から一一一度四九分三八秒 二二・三八メートルの地点

Kの地点 Jの地点から九〇度五七分一四秒 一五・〇六メートルの地点

Lの地点 Kの地点から九七度三五分二六秒 二二・六六メートルの地点

Mの地点 Lの地点から九九度一五分二四秒 一八・二〇メートルの地点

Nの地点 Mの地点から九二度四分二六秒 一〇・四六メートルの地点

Oの地点 Nの地点から六三度三一分二〇秒 六・一八メートルの地点

Pの地点 Oの地点から三九度五四分四九秒 二・九〇メートルの地点

Qの地点 Pの地点から六四度〇〇分〇三秒 五・五三メートルの地点

Rの地点 Qの地点から六八度五一分三九秒 五・〇〇メートルの地点

Sの地点 Rの地点から五八度〇六分二七秒 一〇・二九メートルの地点

Tの地点 Sの地点から七七度五五分五七秒 四・〇七メートルの地点

Uの地点 Tの地点から二六度三四分三四秒 一八・三九メートルの地点

3 面積

七、六四五・一七平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地  
縦覧の場所

大分県土木建築部河川課及び大分土木事務所並びに大分市役所

縦覧の期間

平成三十年十月三十日から  
平成三十年十一月十九日まで

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年十月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
工藤壮一郎後援会	工藤 壮一郎	工藤 奈美子	杵築市大字中一六六	平三〇・八・二八
須賀かなこ後援会	須賀 要子	須賀 瑠美子	中津市上如水一三六五	平三〇・九・一九
中津一滴塾―清水ひろきと語る会―	清水 泰博	清水 泰博	中津市蛸瀬四七〇―三	平三〇・六・二二
日名子あつこ後援会	日名子 敦子	日名子 健太郎	別府市秋葉町七―二四―三一六	平三〇・八・二七
ますだ貢後援会	梶田 貢	梶田 傑	別府市南町三―二二	平三〇・八・二七

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の

届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月三十日

一 政党の支部

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党 大分県看護 連盟支部	安東 和代	会計責任者の氏名	松本 初美	安藤 絹枝	平三〇・八・一
自由民主党 大分県港湾 支部	堤 俊之	会計責任者の氏名	斉藤 和郎	小野 嘉久	平三〇・七・一
自由民主党 大分県自動 車整備支部	渡邊 教和	代表者の氏名 会計責任者の氏名	渡邊 教和	橋本 一郎	平三〇・六・五
自由民主党 大分県水産 支部	山本 勇	会計責任者の氏名	清家 繁昌	三宅 哲朗	平二九・四・三
自由民主党 大分県バス 支部	杉原 正晴	代表者の氏名	杉原 正晴	城内 和敏	平三〇・五・二二
自由民主党 大分県郵政 政治連盟支 部	戸高 良二	代表者の氏名 会計責任者の氏名	戸高 良二 豊田 浩徳	伊藤 信一郎 戸高 良二	平三〇・七・一
		主たる事務所 の所在地	大分市藤の台六 ―一一	竹田市会々一六 五〇―八	

平成三十年十月三十日

大分県報（告示・選管委告示）

五

平成三十年十月三十日

大分県報(選管委告示)

六

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日	二その他の政治団体	部	自由民主党 萩町支部	自由民主党 湯布院町支 部
			新	旧					
大分県漁業 関係団体政 治連盟	山本 勇	会計責任者 の氏名	清家 繁昌	三宅 哲朗	平二九・四・三	大分県自動 車整備政治 連盟	渡邊 教和	堀 義隆	会計責任者 の氏名
大分県看護 連盟	安東 和代	会計責任者 の氏名	松本 初美	安藤 絹枝	平三〇・八・一	大分県自動 車整備政治 連盟	渡邊 教和	志手 一夫	主たる事務 所の所在地
宇佐市医師 連盟	西村 正幸	会計責任者 の氏名	時枝 正史	植山 敬久	平三〇・九・二七	大分県自動 車整備政治 連盟	渡邊 教和	由布市湯布院町 川南三四〇―一	主たる事務 所の所在地
大分県さと う正久を支 える会	衛藤 まり 子	会計責任者 の氏名	日隈 一秀	中村 重雄	平三〇・九・一	大分県自動 車整備政治 連盟	渡邊 教和	由布市湯布院町 川南一〇三―五	主たる事務 所の所在地
大分県歯科 技工士連盟	川中 俊	代表者の氏 名	川中 俊	川端 道徳	平三〇・五・二六	大分県自動 車整備政治 連盟	渡邊 教和	由布市湯布院町 川南一〇三―五	主たる事務 所の所在地
大分県自動 車整備政治 連盟	渡邊 教和	代表者の氏 名	渡邊 教和	橋本 一郎	平三〇・六・五	大分県自動 車整備政治 連盟	渡邊 教和	由布市湯布院町 川南一〇三―五	主たる事務 所の所在地
大分県自動 車整備政治 連盟	須藤 正智	代表者の氏 名	須藤 正智	中山 充孝	平三〇・六・五	大分県自動 車整備政治 連盟	須藤 正智	由布市湯布院町 川南一〇三―五	主たる事務 所の所在地
大分県酪農 政治連盟	安藤 康宣	会計責任者 の氏名	後藤 房喜	神田 勇作	平三〇・七・一九	大分県自動 車整備政治 連盟	渡邊 教和	由布市湯布院町 川南一〇三―五	主たる事務 所の所在地
大分市医師 連盟	杉村 忠彦	会計責任者 の氏名	安武 千恵	石和 俊	平三〇・六・二一	大分市医師 連盟	大分市医師 連盟	由布市湯布院町 川南一〇三―五	主たる事務 所の所在地
工藤安雄後 援会	首藤 敬司	代表者の氏 名	首藤 敬司	吉永 繁	平二九・五・一〇	工藤安雄後 援会	工藤安雄後 援会	由布市湯布院町 川南一〇三―五	主たる事務 所の所在地
皇秋会	伊東 雅紀	代表者の氏 名	伊東 雅紀	平山 嘉治	平二九・一二・三一	皇秋会	皇秋会	由布市湯布院町 川南一〇三―五	主たる事務 所の所在地
高野ふとし 後援会	高野 太	主たる事務 所の所在地	大分市新川西一 三組第一モリシ ゲビル二〇六	大分市住吉町二 ―二一九	平二九・五・一	高野ふとし 後援会	高野ふとし 後援会	大分市新川西一 三組第一モリシ ゲビル二〇六	主たる事務 所の所在地
毅と医療を 考える会	矢田 公裕	代表者の氏 名	矢田 公裕	河野 幸治	平三〇・七・一四	毅と医療を 考える会	毅と医療を 考える会	大分市新川西一 三組第一モリシ ゲビル二〇六	主たる事務 所の所在地
竹田市医師 連盟	加藤 一郎	代表者の氏 名	加藤 一郎	安西 三郎	平三〇・七・一〇	竹田市医師 連盟	竹田市医師 連盟	大分市新川西一 三組第一モリシ ゲビル二〇六	主たる事務 所の所在地
竹田市の未 来を考える 会(止水 会)	山村 英治	主たる事務 所の所在地	竹田市萩町高城 五九三	竹田市萩町馬場 四二六―八	平三〇・七・二四	竹田市の未 来を考える 会(止水 会)	竹田市の未 来を考える 会(止水 会)	竹田市萩町高城 五九三	主たる事務 所の所在地
電機連合大 分政治活動 委員会	野畑 由紀	代表者の氏 名	野畑 由紀	飯田 三喜雄	平三〇・九・八	電機連合大 分政治活動 委員会	電機連合大 分政治活動 委員会	竹田市萩町高城 五九三	主たる事務 所の所在地
吉川はじめ 委員会	吉川 元	代表者の氏 名	吉川 元	安藤 吉洋	平三〇・七・一	吉川はじめ 委員会	吉川はじめ 委員会	竹田市萩町高城 五九三	主たる事務 所の所在地

を支える会	の氏名
元友会	

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成三十年十月三十日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
	自由民主党大分市金池校区支部	平松 義広	平三〇・六・二〇
	二 その他の政治団体	代表者の氏名	解散年月日
	政治団体の名称	後藤 亮子	平三〇・七・一二
	変わろう、白桦。	伊東 雅紀	平二九・一二・三一
	皇秋会	小野 吉三郎	平二九・一二・三〇
	生野征平後援会	高野 太	平二九・五・一
	高野ふとし後援会	土谷 桂山	平三〇・八・一一
	土谷桂山後援会		

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
平成三十年十月三十日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
日名子 敦子	別府市議会	日名子あつこ後	別府市秋葉町七―二四―	平三〇・八・二二

議員	議員	会	三一六
榊田 貢	別府市議会議員	ますだ貢後援会	別府市南町三一―二二
			平三〇・八・二五

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成三十年十月三十日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	解散年月日
後藤 亮子	変わろう、白桦。	平三〇・七・一二
高野 太	高野ふとし後援会	平二九・五・一
土谷 桂山	土谷桂山後援会	平三〇・八・一一

大分県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成三十年十月三十日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動の内容	異動年月日
高野 太	高野ふとし後援会	主たる事務所所在地	新 大分市新川西一三組第一モリシゲビル二〇六 旧 大分市住吉町二―二一九	平二九・五・一

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 指定病院中

「医療法人財団親幸会浜脇記 念病院」を

「医療法人財団親幸会浜脇記 念病院」を  
「医療法人財団親幸会浜脇記 念病院」に改める。

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、世利川井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	伊藤 義 昭	大分市大字下原一八〇〇番地の一〇
〃	工藤 保	〃 大字太田一二九番地の三
〃	佐藤 孝 雄	由布市挾間町筒口一五一一番地
〃	小野 日支男	大分市大字竹矢二二〇三番地
〃	亀井 美津善	〃 大字辻原三一六番地
〃	麻生 秀之	〃 大字横瀬二二九六番地
監事	佐藤 敏 雄	〃 大字竹矢六三七の三番地
〃	立川 直 人	〃 大字太田一一〇二番地
（就任役員）		
役名	氏名	住所

理事 伊藤 義 昭 大分市大字下原一八〇〇番地の一〇

〃 小野 日支男 〃 大字竹矢二二〇三番地

〃 亀井 美津善 〃 大字辻原三一六番地

〃 麻生 秀之 〃 大字横瀬二二九六番地

〃 太田 富雄 〃 大字竹矢一二四番地

〃 安部 忠春 〃 大字今市二八三一番地

〃 佐藤 敏雄 〃 大字竹矢六三七の三番地

〃 安藤 直行 〃 大字上詰一五二七番地の一

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局西国東海岸保全事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量、現地測量）

二 作業の地域

豊後高田市呉崎、西真玉

三 作業の期間

平成三十年十月八日から平成三十一年一月二十九日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

宇佐市大字上庄字下司前千百三番一及び千百三十五番三

二 開発区域の面積

二万百三十三・九一平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名



富山県南砺市土生新千二百番地

三光合成株式会社

代表取締役 黒田 健宗

四 完了検査年月日

平成三十年十月九日

平成三十年十月三十日

大分県報(公告)

九